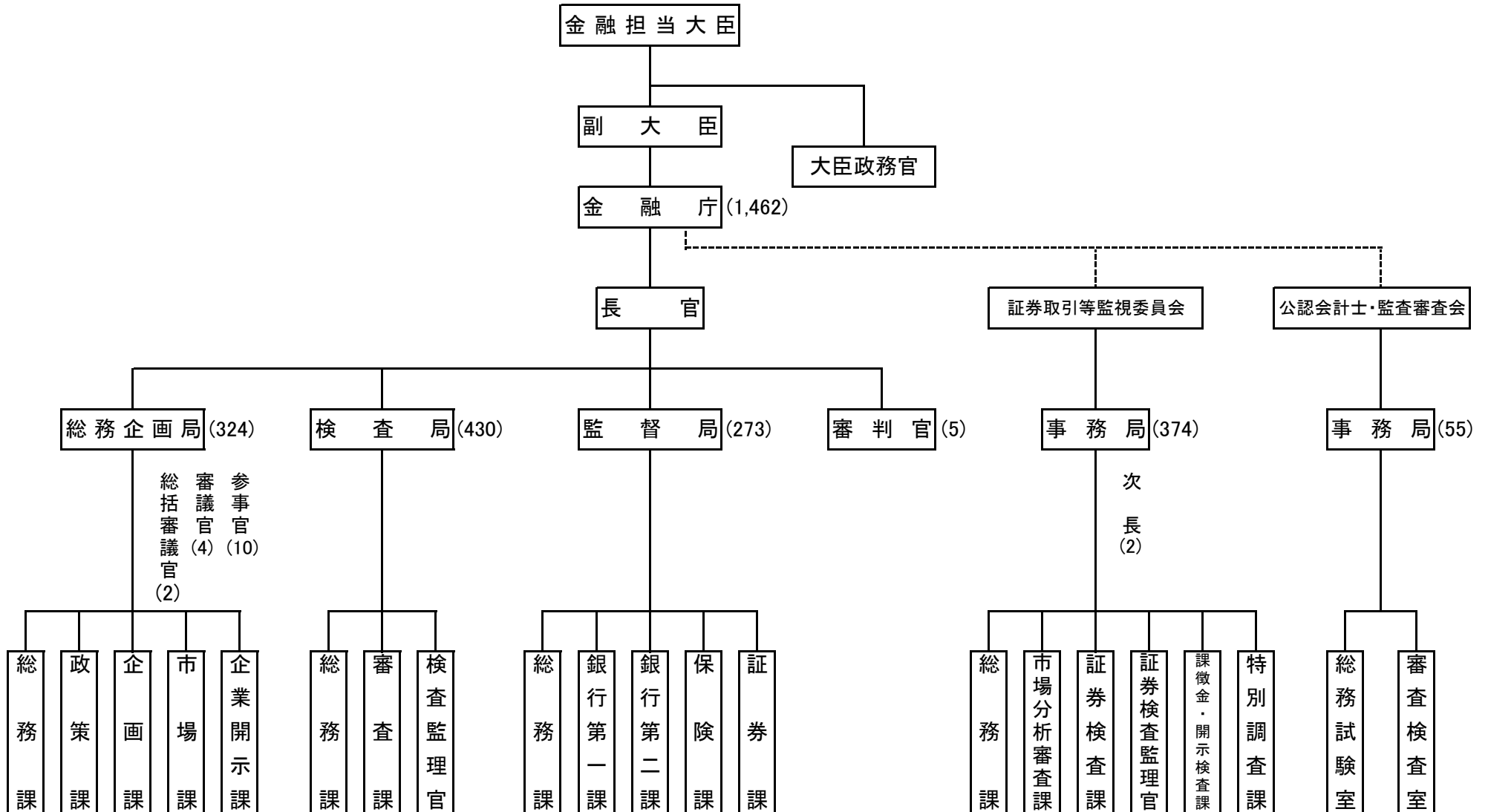

資料編

金融庁の組織（平成21年度）



(注1) 数字は、平成21年度末定員。

(注2) 審議官、参事官及び監視委事務局次長のうち、それぞれ1人は充て職。

金融担当大臣

内閣府設置法（抜粋）

（特命担当大臣）

第九条 内閣総理大臣は、内閣の重要政策に関して行政各部の施策統一を図るために特に必要がある場合においては、内閣府に、内閣総理大臣を助け、命を受けて第四条第一項及び第二項に規定する事務並びにこれに関連する同条第三項に規定する事務（これらの事務のうち大臣庁等の所掌に属するものを除く。）を掌理する職（以下「特命担当大臣」という。）を置くことができる。

2 特命担当大臣は、国務大臣をもって充てる。

第十一条 第四条第一項第十五号及び第三項第六十号に掲げる事務については、第九条第一項の規定により特命担当大臣を置き、当該事務を掌理させるものとする。

（所掌事務）

第四条 内閣府は、前条第一項の任務を達成するため、行政各部の施策の統一を図るために必要となる次に掲げる事項の企画及び立案並びに総合調整に関する事務（内閣官房が行う内閣法（昭和二十二年法律第五号）第十二条第二項第二号に掲げる事務を除く。）をつかさどる。

一～十四 （略）

十五 金融の円滑化を図るための環境の総合的な整備に関する事項

十六～十八 （略）

2 （略）

3 前二項に定めるもののほか、内閣府は、前条第二項の任務を達成するため、次に掲げる事務をつかさどる。

一～五十九 （略）

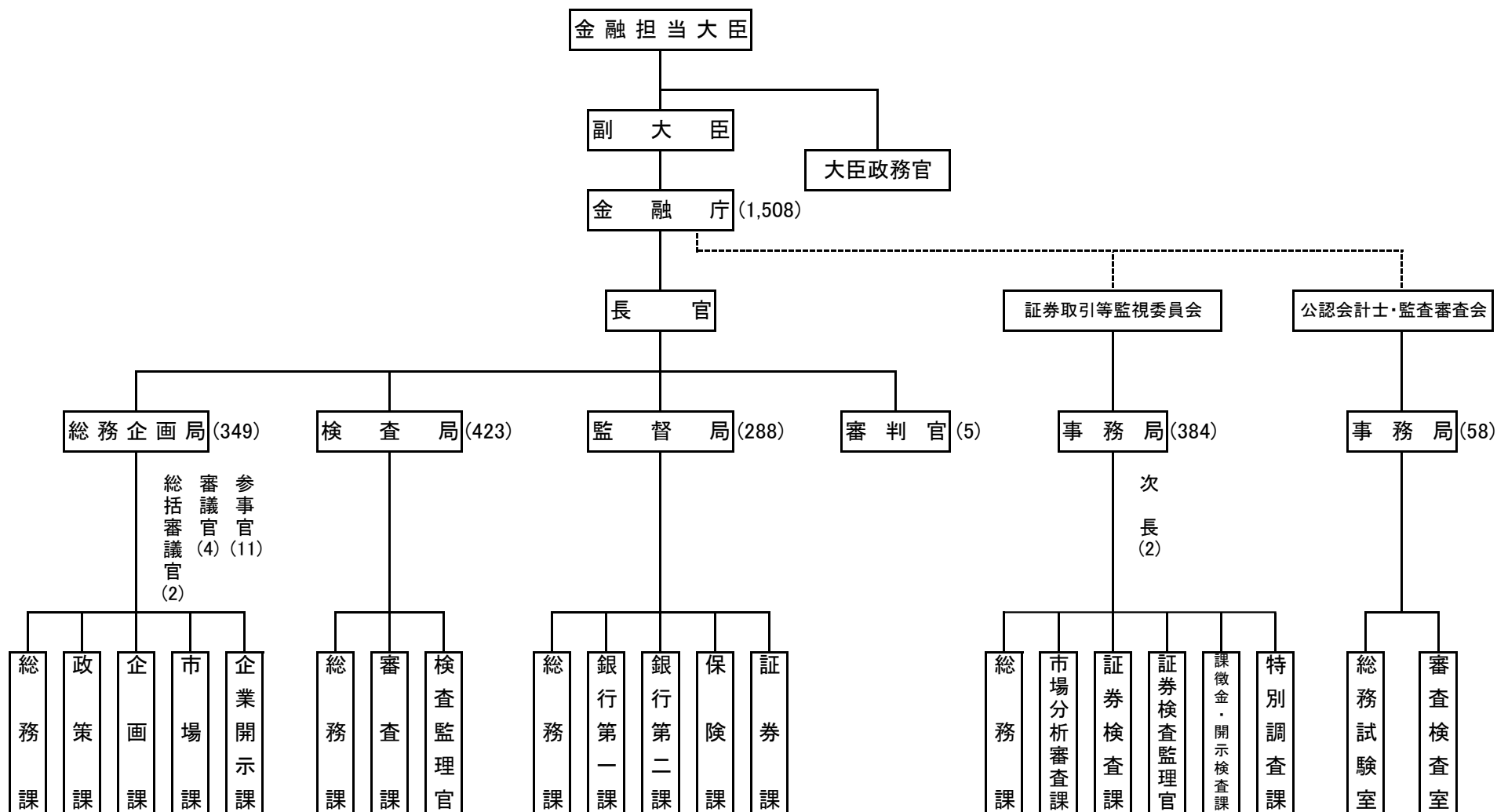
六十 金融庁設置法（平成十年法律第三百十号）第四条に規定する事務

六十一・六十二 （略）

金融庁の各局等の所掌事務(平成21年度)

部局の名称	課等の名称	所掌事務
総務企画局		金融庁の総合的な調整、金融制度に関する企画・立案
	総務課	総務、人事、服務、研修、国際関係、図書館の運営等
	管理室	機構・定員、予算、会計、福利厚生等
	審判手続室	課徴金に係る審判の事務、課徴金の徴収に関する事等
	政策課	総合調整、金融庁の基本的・総合的な政策の策定、税制に関する調整、国会、法令審査、政策評価、広報、情報公開、財務局との連絡調整、行政訴訟等
	金融サービス利用者相談室	金融サービス利用者からの相談等への対応
	企画課	金融制度の企画・立案の総括、基本的・共通的事項の企画・立案、銀行業等に関する制度の企画・立案等
	研究開発室	金融に関する基礎的な調査及び研究等
	調査室	経済金融情勢に関する調査等
	信用機構企画室	預金保険制度の企画・立案等
	保険企画室	保険制度に関する企画・立案等
	市場課	証券市場その他の金融市場に関する制度の企画・立案、市場監視・分析、証券取引所等の監督等
企業開示課	企業会計基準及び監査基準の設定、証券取引に係る開示制度及び公認会計士制度の企画・立案、有価証券報告書等の審査・処分等、電子開示システム(EDINET)の整備、公認会計士等の監督等	
検査局		民間金融機関等の検査
	総務課	検査局の総括、金融検査の方針・実施計画の作成、金融検査の実施、金融検査の基準の策定等
	統合的リスク管理・市場リスク検査室	統合的リスク管理・市場リスクに係る金融検査
	審査課	検査報告書の審査、金融検査の結果の通知等
	検査監理官	重要な金融検査の実施等
監督局		民間金融機関等の監督
	総務課	監督局の総合調整、監督事務の指針の策定に関する事務の総括、郵便貯金銀行・郵便保険会社の監督等
	監督調査室	監督上の調査等
	コングロマリット室	金融コングロマリットの監督に関する総合調整・企画立案等
	協同組織金融室	信金、信組、労金、農水系統金融機関等の監督等
	信用機構対応室	預金保険法の運用、金融危機対応等
	金融会社室	ノンバンクの監督等
	銀行第一課	主要行、新たな形態の銀行、外国銀行支店、信託会社等の監督等
	銀行第二課	地銀・第二地銀の監督等
	保険課	保険会社等の監督等
	損害保険・少額短期保険監督室	損害保険会社、少額短期保険業者の監督等
	証券課	証券会社、投資信託委託業者、投資顧問業者、金融先物取引業者等の監督等
資産運用室	投資運用業者、投資助言、代理業者等の監督等	
審判官		課徴金に係る行政審判
証券取引等監視委員会 事務局		証券会社等の検査、課徴金調査、犯則事件の調査等
	総務課	事務局の総務、総合調整等
	市場分析審査課	証券取引に係る資料・情報の収集及び分析並びに取引審査等
	証券検査課	証券会社等の検査に係る検査方針・実施計画の策定、検査結果に対する審査等
	証券検査監理官	証券検査の実施等
	課徴金・開示検査課	課徴金調査、有価証券報告書等検査等
	特別調査課	犯則事件の調査等
公認会計士・監査審査会 事務局		公認会計士試験の実施、公認会計士の監査業務に関する審査・検査等
	総務試験室	事務局の総務、総合調整、公認会計士試験の実施等
	審査検査室	「品質管理レビュー」の審査・検査等

金融庁の組織（平成22年度）



(注1) 数字は、平成22年度末定員。

(注2) 審議官、参事官及び監視委事務局次長のうち、それぞれ1人は充て職。

金融規制の質的向上 — ベター・レギュレーション —

「ベター・レギュレーション」とは、より良い規制環境を実現するための金融規制の質的な向上を指します。金融庁は、この「ベター・レギュレーション」をこれからの金融行政における大きな課題として位置付けています。

(なぜ、いまベター・レギュレーションなのか?)

(1) 我が国金融・資本市場の国際競争力の強化

少子高齢化が進み人口減少時代の到来を迎える中、我が国経済が持続的発展を遂げるためには、高い付加価値を生み出す金融サービス業が経済の中核的な役割を果たす必要があります。金融規制の質は、規制の適用されるマーケットの競争力を左右する重要な要素であり、金融規制の質的向上に伴う我が国市場の競争力強化は、我が国市場を母国市場とする金融機関の活躍の場を広げ、利用者利便の向上につながります。

(2) 金融セクターを巡る局面の変化

「金融システムの安定」、「利用者の保護」、「公正・透明な市場の確立と維持」という金融行政の目的を巡る状況が大きな変化を遂げています。不良債権の処理が進んで金融システムへの不安が払拭される一方、利用者保護や市場の公正や透明性を巡る問題の顕在化を受けた官民を挙げての取組の結果、枠組みの整備や実態の改善が進んでいます。こうした流れを定着させ更に深化させるという現在の局面においては、各金融機関の自己責任と自助努力による様々な課題への取組みが重要であり、金融規制もまた、金融機関の自己責任を重視し、自助努力を促すように変わっていく必要があります。

(ベター・レギュレーションへの4つの柱)

第一の柱：「ルール・ベースの監督とプリンシプル・ベースの監督の最適な組合せ」

詳細なルールを設定し、それを個別事例に適用していくという「ルール・ベースの監督」と、いくつかの主要な原則を示し、それに沿った金融機関の自主的な取組みを促す「プリンシプル

ル・ベースの監督」とを最適な形で組み合わせることによって、全体としての金融規制の実効性を確保していくことが重要です。その組合せの在り方を関係者の方々と議論していきたいと考えています。

第二の柱：「優先課題への効果的対応」

(リスク・フォーカス、フォワード・ルッキングなアプローチ)

金融システムに内在するリスクをできるだけ早く認識し、そのような重要課題への対応のために行政資源を効果的に投入していくというアプローチです。そのためには、経済、市場の動向把握や、金融機関の戦略や活動についての正確な認識が重要であり、金融機関や市場参加者とのコミュニケーションを強化していく必要があります。

第三の柱：「金融機関の自助努力尊重と金融機関へのインセンティブの重視」

金融検査評定制度やバーゼルⅡ、地域密着型金融など、金融規制の枠組みにはインセンティブ重視、自助努力尊重という方向性が既にかなり織り込まれています。金融セクターを巡る局面の変化で金融機関の自助努力の重要性が増しており、こうした枠組みを更に中身の濃いものにしていきたいと考えています。

第四の柱：「行政対応の透明性・予測可能性の向上」

金融庁では、検査監督上の着眼点などを定めた検査マニュアルや監督指針、各事務年度の検査方針、監督方針を公表しているほか、行政処分の基準の公表、ノーアクションレター制度の改善、ルールの解釈等についてのQ&Aの掲載など、透明性・予測可能性の向上に向けた様々な取組みをしてきています。関係者の意見も聞きながら、更に改善すべき点がないかどうかを検討していきます。

(ベター・レギュレーションに向けての5つの当面の具体策)

① 金融機関等との対話の充実

金融機関等との対話の充実は、金融機関等から見た行政対応の予測可能性の向上に資するだけでなく、当局にとっても、市場や金融セクターの動向を素早く把握する上で重要です。

金融システムが抱える問題について官民が協同して解決策を探っていく上でも対話は必要不可欠です。

② 情報発信の強化

金融関連法令等の英訳の推進や内外のシンポジウム等への積極的な参加を通じて、金融行政に関する基礎的資料や時々の金融行政の考え方に国民や世界の関係者が容易にアクセスできる環境の整備を進めていきたいと考えています。

③ 海外当局との連携強化

金融のグローバル化に対応し、規制・監督の国際的な整合性の確保や、グローバルなマーケットの動向の把握が重要となっており、各国の規制当局や国際機関と連携し適切に対応していきたいと考えています。

④ 調査機能の強化による市場動向の的確な把握

マクロ経済や金融・資本市場の動向が金融機関の経営や金融システム全体の安定に与える影響について分析、把握するとともに、必要な監督上の対応を時を失せず講じられる体制を整備することが求められます。庁内の調査機能を強化するほか、市場関係者、日本銀行、外国監督当局等との対話・連携の促進を図っていきたいと考えています。

⑤ 職員の資質向上

金融は非常に高い専門性が求められる分野であり、ベター・レギュレーションに向けての取組みを実現させていくためには、金融庁職員が金融技術の進展や市場の動向に遅れをとることのないよう、その資質の向上を図ることが前提となります。研修の充実、人事制度上の工夫、官民の人材交流など、様々な方策を検討していきたいと考えています。

※ 詳しくは、金融庁ホームページの「大臣談話・講演等」から、「佐藤金融庁長官講演『金融規制の質的向上について(ベター・レギュレーションへの取組み)』」にアクセスしてください。

21年事務度に公表した金融研究研修センター・ディスカッションペーパー（注）

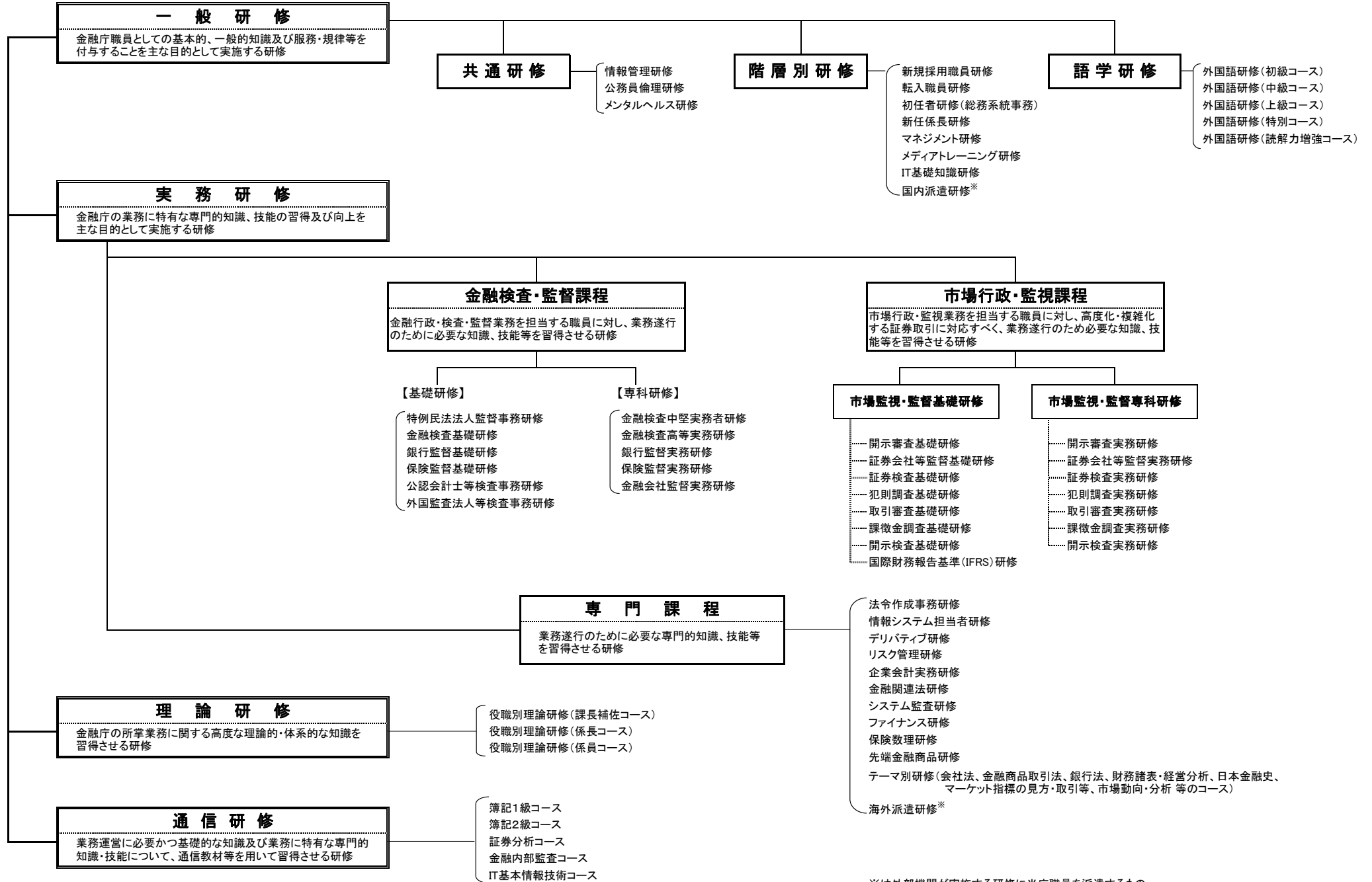
公表日	ディスカッションペーパータイトル
21年7月	論文「長期的株式投資パフォーマンスの視点から：再考と展望」
21年7月	今後の証券市場の在り方に関する研究会報告書「金融危機後の金融・資本市場をめぐる課題」
21年11月 (21年12月更新)	論文「The Optimal Basel Capital Requirement to Cope with Pro-cyclicality: A Theoretical Approach」
22年2月	論文「A Note on Construction of Multiple Swap Curves with and without Collateral」
22年2月	論文「Additional Evidence on Earnings Management and Corporate Governance」
22年3月	論文「買収防衛策導入の株価への影響について」
22年3月	論文「内部格付手法における回収率・期待損失の統計型モデルー実績回収率データを用いたEL・LGD推計ー」
22年3月	国際化に伴うリスクのマネジメントに関する研究会報告書「アジア域内におけるリスクのマネジメントと金融機能の提供について」
22年3月	論文「日本企業の負債政策と税制：パネル分析」
22年3月	論文「中小企業のデフォルトリスクとその期間構造：大規模財務データによる実証分析」
22年3月	論文「新興市場と新規株式公開のレビュー」
22年3月	論文「海外における金融規制に関する政策評価の動向ー英国・EUの政策評価の現状とわが国への課題ー」

（注）研究官等の研究成果を研究論文等としてとりまとめたもの。なお、ディスカッションペーパーの内容は、全て執筆者の個人的見解であり、金融庁あるいは金融研究研修センターの公式見解を示すものではない。

金融研究研修センター『FSAリサーチ・レビュー第6号』（注）（22年3月発行）

	論文タイトル
常勤研究官論文	「一般均衡分析によるプロシクリカリティ抑制の考察」
	「コーポレート・ガバナンスと利益調整に関する実証分析」
	「新興市場と新規株式公開を巡る論点整理－内外既存研究のレビューと制度設計への示唆－」
特別研究員論文	「銀行倒産における国際倒産法的規律」
	「A Note on Construction of Multiple Swap Curves with and without Collateral」
	「買収防衛策導入の株価への影響について」
	「内部格付手法における回収率・期待損失の統計型モデル－実績回収率データを用いたEL・LGD推計－」
	「日本企業の負債政策と税制：パネル分析」
	「中小企業のデフォルトリスクとその期間構造：大規模財務データによる実証分析」
	「海外における金融規制に関する政策評価の動向－英国・EUの政策評価の現状とわが国への課題－」

（注）21年度に公表したセンター・ディスカッションペーパーの中から研究論文を10本選定し所収したもの。なお、研究論文の内容は、全て執筆者の個人的見解であり、金融庁あるいは金融研究研修センターの公式見解を示すものではない。



※は外部機関が実施する研修に当庁職員を派遣するもの

平成21事務年度（平成21年7月～22年6月）研修実施状況

(H22.6.30現在)

区分	研修名（コース名）	目的	実施月	
一般研修	共通研修	情報管理研修	・行政文書管理、個人情報管理、情報セキュリティに関する基本的知識の付与	8月・10月・1月・3月
		公務員倫理研修	・公務員倫理の涵養等	10月・1月
		メンタルヘルス研修	・メンタルヘルス、セクシャルハラスメントの防止に関する基本的知識の付与	8月・9月・11月・12月・1月
	階層別研修	新規採用職員研修（Ⅰ種）	・金融庁職員として必要最低限の基礎的知識及び金融知識の付与	4月
		新規採用職員研修（Ⅱ種）		4月～5月
		新規採用職員研修（Ⅲ種）		4月～5月
		転入職員研修	・金融庁に勤務する上で必要な基本的・一般的知識の付与	7月・8月・10月・1月・4月
		初任者研修（総務系統事務）	・総務・経理事務担当者として必要な基本的知識の付与	8月
		新任係長研修	・役付職員としてのリーダーシップ等基本的知識の付与	9月
		マネジメント研修	・組織管理や業務運営を遂行するに当たり必要なマネジメント能力の付与	11月・3月
		メディアトレーニング研修	・危機管理対応能力等の一層の向上のための知識・スキルの付与	8月・9月
	I T 基礎知識研修	・I Tに関する基礎的知識の付与	8月～10月	
	語学研修	外国語研修		
		（初級コース）	・外国語（英語）に関する語学力の維持・向上	9月期・1月期・4月期 （各期3か月間）
		（中級コース）		
		（上級コース）	・海外監督当局との折衝などに必要な実践的な語学（英語）力の維持・向上	
		（特別コース）	・外国語（英語）に関する基礎的知識の付与、及び総合的な英語力のボトムアップ	9月期（3か月間）
	（読解力増強コース）	・特に英文を要約するための読解力の向上	9月期・1月期・4月期 （各期3か月間）	
理論研修	役職別研修			
	（課長補佐コース）	・金融業務に関する高度な理論的・体系的な知識の付与	9月	
	（係長コース）		9月～10月	
通信研修	簿記1級コース	・日商簿記1級レベル相当の知識の付与	10月～3月	
	簿記2級コース	・日商簿記2級レベル相当の知識の付与	10月～3月	
	証券分析コース	・証券アナリスト（1次レベル）相当の知識の付与	10月～3月	
	金融内部監査コース	・金融機関における内部監査の導入・実施に当たり不可欠な専門知識とスキルの付与	10月～3月	

平成21事務年度（平成21年7月～22年6月）研修実施状況

(H22.6.30現在)

区分	研修名（コース名）	目的	実施月	
実務研修	金融検査・監督課程	特例民法法人監督事務研修	・特例民法法人の監督に関する基礎的知識の付与	9月
		銀行監督基礎研修	・預金取扱金融機関の監督に関する基礎的知識の付与	7月
		保険監督基礎研修	・保険会社等の監督に関する基礎的知識の付与	7月
		公認会計士等検査事務研修	・公認会計士等検査に関して必要な専門的知識の付与	7月
		外国監査法人等検査事務研修	・外国監査法人等検査に関して必要な専門的知識の付与	1月
		金融検査基礎研修	・金融検査に必要な基礎的知識・スキルの付与	7月・1月
	専科研修	金融検査中堅実務者研修	・金融検査に関する専門的知識・スキルの付与	7月・1月
		金融検査高等実務研修	・金融機関の経営実態把握及び検査班のマネジメント等に 必要な知識・スキルの付与	7月・1月
		金融検査総合研修	・金融検査に関して必要な業態別の実践的知識等の付与	7月
		銀行監督実務研修	・預金取扱金融機関の監督に関する専門的知識の付与	8月
		保険監督実務研修	・保険会社等の監督に関する専門的知識の付与	8月
		金融会社監督実務研修	・金融会社の監督に関する専門的知識の付与	10月
	実務研修	市場行政・監視課程	市場監視・監督基礎研修	・市場監視・監督事務を遂行するうえで必要な基礎的知識の 付与
開示審査基礎研修			・企業内容開示審査事務に関する基礎的知識の付与	7月
証券会社等監督基礎研修			・証券会社、取引所等の監督に関する基礎的知識の付与	7月
証券検査基礎研修			・証券検査に必要な基礎的知識・スキルの付与	7月
犯則調査基礎研修			・犯則調査に関して必要な基礎的知識・スキルの付与	7月
取引審査基礎研修			・取引審査に必要な基礎的知識・スキルの付与	7月
課徴金調査基礎研修			・課徴金調査に関して必要な基礎的知識・スキルの付与	7月
開示検査基礎研修			・有価証券報告書等検査に関して必要な基礎的知識・ スキルの付与	7月
国際財務報告基準(IFRS)研修		・国際財務報告基準(IFRS)に関する基礎及び専門的知識の 付与	8月	
市場監視・監督専科研修		市場監視・監督業務を遂行するうえで必要な専門的知識の 付与	7月・1月	
		開示審査実務研修	・企業内容開示審査事務に関する専門的知識の付与	10月
		証券会社等監督実務研修	・証券会社、取引所等の監督に関する専門的知識の付与	8月
		証券検査実務研修	・証券検査に必要な専門的知識・スキルの付与	7月・12月
		犯則調査実務研修	・犯則調査に関して必要な専門的知識・スキルの付与	8月・1月
	取引審査実務研修	・取引審査に必要な専門的知識・スキルの付与	11月・2月	
課徴金調査実務研修	・課徴金調査に関して必要な専門的知識・スキルの付与	7月・1月		
開示検査実務研修	・有価証券報告書等検査に関して必要な専門的知識・スキルの 付与	7月・1月		

平成21事務年度（平成21年7月～22年6月）研修実施状況

(H22.6.30現在)

区 分	研 修 名（コース名）	目 的	実 施 月		
実務研修	専門課程	法令作成事務研修	・法令の改正事務に関する基礎的・専門的知識の付与	8月	
		情報システム担当者研修	・庁内各システムの開発・運用に必要なIT関連の基礎的・専門的知識の付与	8月	
		デリバティブ研修	・デリバティブに関する入門・基礎レベルからリスク管理等の応用レベルまでの幅広い知識の付与	8月・1月～3月	
		リスク管理研修	・金融機関等のリスク管理に関する基礎的・専門的知識の付与	8月・2月	
		企業会計実務研修	・会計制度に関する基礎的・専門的知識の付与	3月	
		金融関連法研修	・金融行政を遂行する上で必要な関連法に関する基礎的・専門的知識の付与	8月	
		システム監査研修	・金融機関等のシステム監査に関する基礎的知識の付与	12月	
		ファイナンス研修	・ファイナンスに関する基礎的・専門的な知識の付与	10月～12月・1月～3月	
		保険数理研修	・保険数理に関する基礎的・専門的な知識の付与	10月～12月	
		先端金融商品研修	・先端金融商品に関する基礎的・専門的な知識の付与	10月～12月	
		テーマ別研修			
		会社法コース	・各テーマに関する基礎的・専門的な知識の付与	5月～6月	
		財務諸表・経営分析コース		5月～6月	
		銀行法コース		5月～6月	
金融商品取引法コース	5月～6月				
日本金融史コース	5月～6月				
マーケット指標の見方・取引等コース	10月～11月				
市場動向・分析コース	11月～12月				
海外派遣研修	・業務に必要な知識の付与	12月			

検査局に所属する職員を対象とした研修(21検査事務年度)

実務研修名等	目的・内容	実施月
検査局夏期全体研修	検査局職員に対し、検査上の心構え等の啓蒙を図ることを目的として実施	8月
出勤日研修	検査現場でのOJTを補完することを目的として、少人数の班編成による意見交換会や、検査手法に係る勉強会等を実施	9月・11月・4月
転入者研修	検査局への転入者に対し、金融検査に必要な基礎的な知識・実務の付与を目的として実施	11月・12月・1月・2月・3月・4月

【記者会見等の実施回数等】

1. 大臣会見回数 151回

(注) 上記記者会見回数には、金融担当大臣としての会見回数を記載。

(大臣会見回数の内訳)

与謝野金融担当大臣会見	17回
亀井金融担当大臣会見（記者クラブ向け会見）	73回
亀井金融担当大臣会見（雑誌・フリー等記者向け会見）	56回
自見金融担当大臣会見	5回

2. 副大臣会見

(重要な報道発表等に係る副大臣会見)

平成21年9月29日(火)	「貸し渋り・貸しはがし対策の検討」に係る記者会見
平成21年10月2日(金)	「税制改正要望のオープン化」に係る記者会見
平成21年10月9日(金)	「貸し渋り・貸しはがし対策法案の金融担当大臣への報告」に係る記者会見
平成21年10月30日(金)	「中小企業金融円滑化法案」及び「平成22年度税制改正要望」に係る記者会見
平成21年11月30日(月)	「中小企業金融円滑化法の政府令(案)、監督指針(案)、検査マニュアル(案)の公表」に係る記者会見
平成21年12月8日(火)	「公認会計士制度に関する懇談会の開催」に係る記者会見
平成21年12月17日(木)	「金融・資本市場に係る制度整備についての骨子(案)の公表」に係る記者会見
平成22年1月21日(木)	「金融・資本市場に係る制度整備」に係る記者会見
平成22年3月24日(水)	「貸金業制度PTにおける座長試案」に係る記者会見
平成22年4月23日(金)	「国際会計基準(IFRS)に関する誤解」に係る記者会見

(注) 上記の重要な報道発表等に係る副大臣会見(10回)のほか、政策会議(分科会含む)後副大臣会見を12回実施。

3. 大臣政務官会見

(重要な報道発表等に係る大臣政務官会見)

平成 21 年 10 月 16 日(金)	「平成 22 年度概算要求の概要」に係る記者会見
平成 21 年 11 月 13 日(金)	「貸金業制度に関するプロジェクトチームの設置」及び「金融・資本市場に係る制度整備」に係る記者会見
平成 21 年 12 月 25 日(金)	「共済事業の規制のあり方に係る検討」に係る記者会見
平成 22 年 5 月 26 日(水)	「金融税制研究会の開催」に係る記者会見

4. 事務方による記者ブリーフ回数 52回

平成21事務年度政府広報実績

	媒体 (広報実施時期)	テーマ	
新聞	記事下広告	一般紙 (平成21年12月19日: 読売、朝日、毎日、産経、日経産経、北海道、東京・中日、西日本、地方64紙)	中小企業等に対する金融円滑化対策
	記事下広告	一般紙 (平成22年6月9日: 読売、朝日、毎日、北海道、東京・中日、西日本、地方63紙、10日: 中日、11日: 中国、17日: 日刊ゲンダイ)	貸金業法改正と多重債務者対策
	突出し広告	一般紙 (平成21年12月8日: 産経、9日: 朝日、10日: 北海道、東京・中日、西日本、11日: 読売、13日: 毎日)	多重債務者対策
	突出し広告	一般紙 (平成22年2月15日: 読売、16日: 北海道、東京・中日、西日本、17日: 産経、18日: 毎日、地方64紙、20日: 朝日、21日: 日経)	中期企業支援のワンストップ・サービス・デイの実施
	突出し広告	一般紙 (平成22年3月2日: 産経、3日: 朝日、4日: 北海道、東京・中日、西日本、5日: 読売、7日: 毎日)	中小企業等の金融円滑化
	突出し広告	一般紙 (平成22年3月23日: 産経、24日: 朝日、25日: 北海道、東京・中日、西日本、26日: 読売、28日: 毎日)、30日: 産経、31日: 朝日)	違法な金融業者にご注意
	突出し広告	一般紙 (平成22年5月17日: 読売、18日: 北海道、東京・中日、西日本、19日: 産経、20日: 毎日、21日: 地方64紙、22日: 朝日、23日: 日経)	改正貸金業法の全面施行
	突出し広告	一般紙 (平成22年5月24日: 読売、25日: 北海道、東京・中日、西日本、26日: 産経、27日: 毎日、28日: 地方64紙、29日: 朝日、30日: 日経)	中小企業等の金融円滑化
テレビ	定時番組	キク!みる! (フジテレビ: 平成21年9月4日放送)	貸金業法改正と多重債務者対策
	定時番組	中西 哲生のJust Japan (テレビ神奈川: 平成21年9月5日放送)	貸金業法改正と多重債務者対策
	定時番組	キク!みる! (フジテレビ: 平成21年12月4日放送)	多重債務者対策
	定時番組	ご存知ですか〜くらしナビ最前線〜 (日本テレビ: 平成21年12月4日放送)	多重債務者対策
	定時番組	ご存知ですか〜くらしナビ最前線〜 (日本テレビ: 平成21年1月8日放送)	未公開株購入の勧誘に注意
ラジオ	定時番組	中山秀征のJAPAN RHYTHM〜ジャパリズム〜 (FM東京: 平成22年5月21日、22日、23日放送)	貸金業法改正と多重債務者対策
出版物	定期刊行物	音声広報CD「明日への声」vol.12 (平成22年3月)	違法な金融業者にご注意
	定期刊行物	音声広報CD「明日への声」vol.13 (平成22年5月)	改正貸金業法の全面施行
インターネット	インターネットテキスト広告	YOMIURI ONLINE、jiji.com (平成22年3月15日~3月21日)	中小企業金融の円滑化
	インターネットテキスト広告	MSN産経 (平成22年3月15日~3月21日)	中小企業金融の円滑化
	インターネットテキスト広告	朝日.com、Yahoo (平成22年5月17日~5月23日)	改正貸金業法の全面施行
	インターネットテレビ	政府インターネットテレビ・20chくらしの安全・安心 (平成21年12月24日)	多重債務者対策
	インターネットテレビ	政府インターネットテレビ・20chくらしの安全・安心 (平成22年2月11日)	違法な金融業者にご注意
	インターネットテレビ	政府インターネットテレビ・政務三役に聞く (平成22年6月22日)	中小企業金融の円滑化
その他	政府広報オンライン クローズアップ	平成21年12月23日から掲載	多重債務者対策
	政府広報オンライン クローズアップ	平成22年5月10日から掲載	改正貸金業法の全面施行
	モバイル携帯端末	The News (平成22年3月15日から3月21日)	違法な金融業者にご注意

意見提出手続き（パブリック・コメント手続き）実施一覧

平成21事務年度（平成21年7月～平成22年6月）

（金融庁ウェブサイトより抜粋）

公表日	案件名	締切日
22.6.28	企業内容等の開示に関する内閣府令(案)等の公表について	22.7.28
22.6.21	「事務ガイドライン(第三分冊:金融会社関係 15 登録講習機関関係)(案)」の公表について	22.7.21
22.6.21	「貸金業法施行規則第二十六条の六十三第二号及び第三号の規定に基づき、金融庁長官が定める時間等を定める件(案)」の公表について	22.7.21
22.4.30	「バーゼルⅡ第1の柱に関する告示の一部改正案」の公表について	22.5.31
22.4.27	「主要行等向けの総合的な監督指針」及び「中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針」の一部改正(案)の公表について	22.5.27
22.4.27	「貸金業者向けの総合的な監督指針」及び「事務ガイドライン(第三分冊:金融会社関係)」の一部改正(案)の公表について	22.5.27
22.4.26	「改正貸金業法に関する内閣府令の改正(案)」の公表について	22.5.25
22.4.9	監督指針等の一部改正(案)の公表について	22.5.10
22.4.9	「企業内容等の開示に関する留意事項について」(企業内容等開示ガイドライン)の一部改正案の公表について	22.5.10
22.3.31	「平成22年度金融庁政策評価実施計画」の策定などについて	22.6.30
22.3.30	金融分野における裁判外紛争解決制度(金融ADR制度)に係る監督指針等及び金融検査マニュアル等の一部改正(案)の公表について	22.4.30
22.3.12	「金融分野における裁判外紛争解決制度(金融ADR)に関する留意事項について(金融ADRガイドライン)(案)」の公表について	22.4.12
22.3.5	「監査基準の改訂について」(公開草案)の公表について	22.3.19
22.3.1	EDINET概要書等の一部改正(案)の公表について(国際会計基準の適用関係)	22.3.31
22.2.26	「企業内容等の開示に関する内閣府令(案)」等の公表について	22.3.29
22.2.23	「株券等の大量保有報告に関するQ&A」(案)の公表について	22.3.12
22.2.17	金融検査マニュアル等の一部改定(案)の公表について	22.3.19
22.2.15	「株券等の公開買付けに関するQ&A」の追加(案)の公表について	22.3.5
22.2.12	「企業内容等の開示に関する内閣府令(案)」等の公表について	22.3.15
22.2.10	「資産の流動化に関する法律施行規則の一部を改正する内閣府令(案)」の公表について	22.3.12
22.2.10	「中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針」の一部改正(案)の公表について	22.3.12
22.2.10	「銀行法施行規則等の一部を改正する内閣府令(案)」の公表について	22.3.12
22.2.3	「バーゼルⅡ第1の柱に関する告示の一部を改正する告示(案)」の公表について	22.3.5
22.1.27	「金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針(別冊)信用格付業者向けの監督指針(案)」の公表について	22.3.1
22.1.20	「主要行等向けの総合的な監督指針」、「中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針」及び「金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針」の一部改正(案)の公表について	22.2.22
22.1.20	「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則に規定する金融庁長官が定める企業会計の基準を指定する件」等の一部改正(案)の公表について	22.2.22

公表日	案件名	締切日
22.1.15	「銀行法施行規則第十七条の三第二項第三号及び第三十八号の規定に基づく銀行等の子会社が営むことのできる業務から除かれる業務等を定める件」の一部改正（案）の公表について	22.2.17
22.1.12	「自動車損害賠償責任保険の保険金等及び自動車損害賠償責任共済の共済金等の支払基準」の一部改正案の公表について	22.2.10
22.1.8	「資金決済に関する法律施行令第五条第二項の規定に基づき、金融庁長官が告示をもって定める法律を定める件（案）」等の公表について	22.2.10
21.12.28	保険業法施行規則の一部を改正する内閣府令案等の公表について	22.2.26
21.12.25	保険会社向けの総合的な監督指針の一部改正（案）の公表について	22.1.25
21.12.25	金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針の一部改正（案）の公表について	22.1.25
21.12.25	系統金融機関向けの総合的な監督指針の一部改正（案）の公表について	22.1.25
21.12.25	主要行等向けの総合的な監督指針の一部改正（案）の公表について	22.1.25
21.12.17	「犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則の一部を改正する命令案」の公表について	22.1.18
21.12.14	「事務ガイドライン（第三分冊：金融会社関係 5 前払式支払手段発行者関係、14 資金移動業者関係）（案）」の公表について	22.1.15
21.12.11	「社債、株式等の振替に関する命令の一部を改正する命令案」に関する意見募集	22.1.12
21.12.7	資金決済に関する法律の施行に伴う政令案・内閣府令案等の公表について	22.1.8
21.11.30	中小企業者等に対する金融の円滑化を図るための臨時措置に関する法律政令案、内閣府令等案、監督指針等案、金融検査マニュアル案の公表について	21.12.2
21.11.11	受益証券発行信託の受益権の振替制度の導入に伴う関係政令・府省令の一部改正案についての意見募集	21.12.10
21.11.6	平成21年金融商品取引法等の一部改正等に係る企業内容等の開示制度における内閣府令案等の公表について	21.12.7
21.10.16	平成21年金融商品取引法等の一部改正に係る政令案・内閣府令案等の公表について	21.11.16
21.10.6	「企業内容等の開示に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令（案）」等の公表について	21.11.5
21.9.14	「企業内容等の開示に関する留意事項について」（企業内容等開示ガイドライン）の一部改正（案）の公表について	21.10.14
21.8.28	ソルベンシー・マージン比率の見直しの改定骨子（案）について	21.9.29
21.7.24	主要行等向けの総合的な監督指針、中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針及び保険会社向けの総合的な監督指針及び保険会社向けの総合的な監督指針の一部改正（案）の公表について	21.8.24
21.7.24	「金融商品取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令（案）」等の公表について	21.8.24
21.7.10	「金融分野における個人情報保護に関するガイドライン」改正案の公表について	21.8.10
21.7.7	保険検査マニュアルの一部改定（案）の公表について	21.8.6

「金融サービス利用者相談室」運営方針について

1. 基本的役割

- 金融サービス利用者の利便性向上の観点から、金融行政に関する利用者からの、電話・ウェブサイト・ファックス等を通じた金融庁への質問・相談・意見等に一元的に対応する。
- 相談内容・対応状況等は体系的に記録・保管するとともに、関係部局に回付し、企画立案・検査・監督において活用する。
- 「相談室」は金融機関と利用者との個別取引に係るあっせん・仲介・調停は行わず、担当の業界団体等の紹介や論点整理等のアドバイスを行う。

2. 各業界団体等との連携の取り方について

- 各業界団体等と効果的な連携を図りつつ「相談室」を運営するために、各協会等の相談実務担当者と当庁「相談室」担当者との意見交換を行う。
- 「相談室」から利用者へ各団体を紹介するに当たっては、各協会等の連絡先だけでなく、その機能や相談に際しての留意点等もあわせて、伝達する。
- 金融サービス利用者相談室長を金融トラブル連絡調整協議会メンバーとし、相談室の活動状況について適宜報告を行う他、メンバーである業界団体・自主規制機関、消費者行政機関等と意見・情報交換を積極的に行う。

3. 「相談室」の広報について

- 「相談室」に寄せられた相談件数や主な相談事例等のポイント等について、当庁ウェブサイト上で四半期毎に公表する。
- 「相談室」及び各種窓口の案内を、当庁ウェブサイト上で、同一コーナーにまとめて掲載するとともに、それぞれの設置趣旨を分かりやすく明記する。

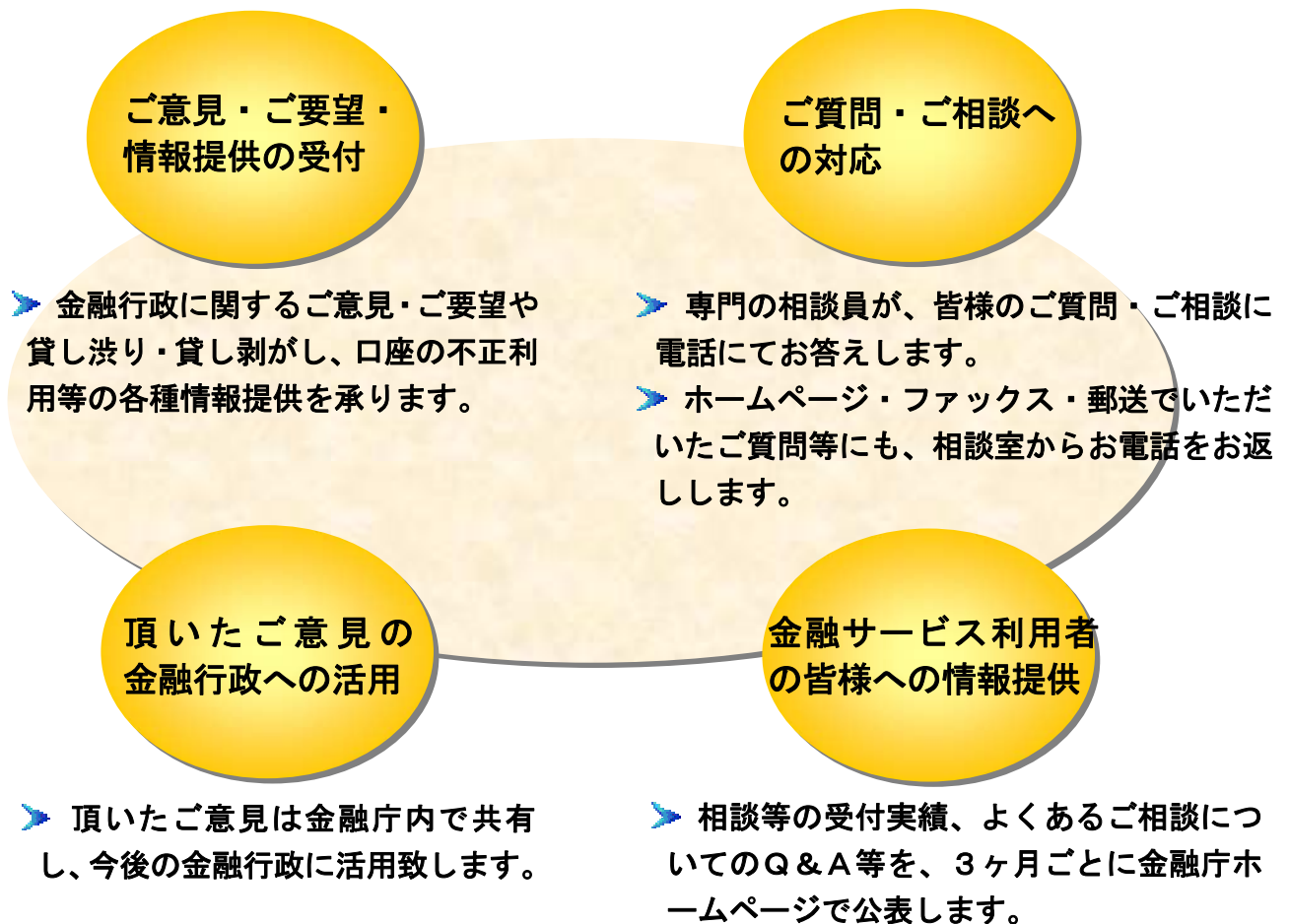
以上

金融サービス利用者相談室

皆様の「声」をお寄せください！

金融庁では、利用者の皆様からの声にワン・ストップで対応する「金融サービス利用者相談室」を設置しています。

◆ 相談室が提供する4つのサービス



- ご留意事項 -

- ▶ 利用者の皆様と金融機関との間の個別トラブルにつきましては、お話を伺った上で、他機関の紹介や論点の整理などのアドバイスは行いますが、あっせん・仲介・調停を行うことは出来ませんので、予めご了承下さい。
- ▶ ご質問・ご相談等への回答は全て電話でいたします。メールや文書での回答は行いませんので、予めご了承下さい。

裏面もご覧下さい 

◆ 相談室へのアクセス方法

お電話での受付

- 受付時間：平日 10:00～16:00
- 電話番号：0570-016811 (ナビダイヤル) IP 電話・PHS からは 03-5251-6811
- 受付の流れ：

▶ 上記番号にダイヤル（内容に応じて、番号をプッシュして下さい。）

- ① 預金・融資等に関するご相談
- ② 投資商品・証券市場制度・取引所等に関するご相談
- ③ 保険商品・保険制度等に関するご相談
- ④ 貸金等に関するご相談
- ⑤ 金融行政一般・その他に関するご相談

▶ 相談内容に応じて専門の相談員が対応致します。

ホームページでの受付

- 金融庁ホームページのトップページから相談室 WEB 受付窓口へ
(<http://www.fsa.go.jp>)
- ご意見・相談・情報提供等を 24 時間受け付けます。
- ご質問・ご相談を頂いた場合には、相談室より平日 10:00～16:00 の間に、お電話をお返し致します。
(注1) ご回答をお求めの場合には電話番号の記載をお忘れなく。
(注2) 「相談室」の業務の状況によって、お返事が遅くなることもあります。
お急ぎの方はお電話にてご相談願います。

ファックスでの受付

- ファックス番号：03-3506-6699
- ご意見・相談・情報提供等を 24 時間受け付けます。
- ご質問・ご相談を頂いた場合には、相談室より平日 10:00～16:00 の間に、お電話をお返し致します。
- その他、相談室では郵便でもご意見・ご質問等を受け付けております。
〒100-8967 東京都千代田区霞が関 3-2-1 中央合同庁舎第 7 号館
金融庁 金融サービス利用者相談室 宛
(注1) ご回答をお求めの場合には電話番号の記載をお忘れなく。
(注2) 「相談室」の業務の状況によって、お返事が遅くなることもあります。
お急ぎの方はお電話にてご相談願います。



金融サービス利用者相談室における相談等の受付状況表
(平成21年4月1日～22年3月31日)

【「金融サービス利用者相談室」における相談等の受付状況等】

21年4月1日～6月30日・・・21年7月31日公表(第16回)

21年7月1日～9月30日・・・21年10月30日公表(第17回)

21年10月1日～12月31日・・・22年1月29日公表(第18回)

22年1月1日～3月31日・・・22年4月28日公表(第19回)

1. 類型別受付件数

(単位：件)

区 分	21/4～6	21/7～9	21/10～12	22/1～3	21年度合計
質 問 ・ 相 談	9,954	8,964	11,824	12,151	42,893
意 見 ・ 要 望	1,643	1,477	2,018	1,378	6,516
情 報 提 供	714	628	710	663	2,715
そ の 他	96	98	222	335	751
合 計	12,407	11,167	14,774	14,527	52,875

2. 受付方法別件数

(単位：件)

区 分	21/4～6	21/7～9	21/10～12	22/1～3	21年度合計
電 話	10,684	9,697	12,526	12,706	45,613
ウ ェ ブ サ イ ト	837	754	1,155	919	3,665
フ ァ ッ ク ス	258	181	331	278	1,048
手 紙	399	346	518	452	1,715
そ の 他	229	189	244	172	834
合 計	12,407	11,167	14,774	14,527	52,875

3. 分野別受付件数

(単位：件)

区 分	21/4～6	21/7～9	21/10～12	22/1～3	21年度合計
預 金 ・ 融 資 等	3,966	3,541	6,162	6,012	19,681
保 険 商 品 ・ 保 険 制 度 等	2,962	2,729	3,090	2,949	11,730
投 資 商 品 ・ 証 券 市 場 制 度 等	3,815	3,366	3,463	3,431	14,075
貸 金 等	1,448	1,294	1,568	1,684	5,994
金 融 行 政 一 般 ・ そ の 他	216	237	491	451	1,395
合 計	12,407	11,167	14,774	14,527	52,875

4. 分野別・業務(業態)別受付件数

○預金・融資等

(単位:件、%)

区 分	預 金		融 資		そ の 他		合 計	
	件 数	比 率	件 数	比 率	件 数	比 率	件 数	比 率
4 月 ~ 6 月	1,083	27.3	1,784	45.0	1,099	27.7	3,966	100.0
7 月 ~ 9 月	1,116	31.5	1,498	42.3	927	26.2	3,541	100.0
10 月 ~ 12 月	1,182	19.2	3,646	59.2	1,334	21.6	6,162	100.0
1 月 ~ 3 月	881	14.7	4,171	69.4	960	16.0	6,012	100.0
21 年 度 合 計	4,262	21.7	11,099	56.4	4,320	22.0	19,681	100.0

○保険商品等

(単位:件、%)

区 分	生 命 保 険		損 害 保 険		そ の 他		合 計	
	件 数	比 率	件 数	比 率	件 数	比 率	件 数	比 率
4 月 ~ 6 月	842	28.4	1,489	50.3	631	21.3	2,962	100.0
7 月 ~ 9 月	856	31.4	1,337	49.0	536	19.6	2,729	100.0
10 月 ~ 12 月	864	28.0	1,639	53.0	587	19.0	3,090	100.0
1 月 ~ 3 月	857	29.1	1,492	50.6	600	20.3	2,949	100.0
21 年 度 合 計	3,419	29.1	5,957	50.8	2,354	20.1	11,730	100.0

○投資商品等

(単位:件、%)

区 分	証 券 会 社 (第一種業)		そ の 他		合 計	
	件 数	比 率	件 数	比 率	件 数	比 率
4 月 ~ 6 月	741	19.4	3,074	80.6	3,815	100.0
7 月 ~ 9 月	598	17.8	2,768	82.2	3,366	100.0
10 月 ~ 12 月	668	19.3	2,795	80.7	3,463	100.0
1 月 ~ 3 月	534	15.6	2,897	84.4	3,431	100.0
21 年 度 合 計	2,541	18.1	11,534	81.9	14,075	100.0

○貸金等

(単位:件)

区 分	件 数
4 月 ~ 6 月	1,448
7 月 ~ 9 月	1,294
10 月 ~ 12 月	1,568
1 月 ~ 3 月	1,684
21 年 度 合 計	5,994

○金融行政一般・その他

(単位:件)

区 分	件 数
4 月 ~ 6 月	216
7 月 ~ 9 月	237
10 月 ~ 12 月	491
1 月 ~ 3 月	451
21 年 度 合 計	1,395

金融庁における政策評価への取組み

	政府全体の動き	金融庁の動き
13年1月	<ul style="list-style-type: none"> 中央省庁等改革に合わせて政策評価制度導入 「政策評価に関する標準的ガイドライン」策定（13年1月政策評価各府省連絡会議了承） 	
3月		<ul style="list-style-type: none"> 「金融庁における政策評価の実施要領」策定（13年3月28日）
6月	<ul style="list-style-type: none"> 「行政機関が行う政策評価に関する法律」制定（13年法律第86号） 	
10月		<ul style="list-style-type: none"> 「平成13事務年度の政策評価の運営方針」策定（13年10月31日）
12月	<ul style="list-style-type: none"> 「政策評価に関する基本方針」（13年12月閣議決定） 	
14年4月	<ul style="list-style-type: none"> 「行政機関が行う政策評価に関する法律」施行（13年法律第86号） 	<ul style="list-style-type: none"> 「金融庁における政策評価に関する基本計画」策定（14年4月1日） 「事後評価の実施計画」（計画期間14年4月～6月末）策定（14年4月1日）
14年7月		<ul style="list-style-type: none"> 「事後評価の実施計画」（計画期間14年7月～15年6月末）策定（14年8月6日）
12月		<ul style="list-style-type: none"> 政策評価（平成13年度実績評価）の実施、評価結果の公表（14年12月26日）
15年4月		<ul style="list-style-type: none"> 「平成13年度政策評価結果の政策への反映状況」の公表（15年4月17日）
6月	<ul style="list-style-type: none"> 「政策評価結果の実施状況及びこれらの結果の政策への反映状況に関する報告」（15年6月国会報告） 	

	政府全体の動き	金融庁の動き
15年7月		<ul style="list-style-type: none"> ・「金融庁における政策評価に関する基本計画」一部改正（15年7月1日） ・「平成15年度金融庁政策評価実施計画」（計画期間15年7月～16年6月末）策定（15年7月1日）
8月		<ul style="list-style-type: none"> ・政策評価（平成14年度実績評価等）の実施、評価結果の公表（15年8月29日）
16年4月		<ul style="list-style-type: none"> ・「平成14年度政策評価結果の政策への反映状況」の公表（16年4月23日）
6月	<ul style="list-style-type: none"> ・「政策評価等の実施状況及びこれらの結果の政策への反映状況に関する報告」（16年6月国会報告） 	
16年7月		<ul style="list-style-type: none"> ・「平成16年度金融庁政策評価実施計画」（計画期間16年7月～17年6月末）策定（16年7月7日）
8月		<ul style="list-style-type: none"> ・政策評価（平成15年度実績評価等）の実施、評価結果の公表（16年8月31日）
17年4月		<ul style="list-style-type: none"> ・「平成15年度政策評価結果の政策への反映状況」の公表（17年4月27日）
6月	<ul style="list-style-type: none"> ・「政策評価等の実施状況及びこれらの結果の政策への反映状況に関する報告」（17年6月国会報告） 	
17年7月		<ul style="list-style-type: none"> ・「平成17年度金融庁政策評価実施計画」（計画期間17年7月～18年6月末）策定（17年7月26日）
8月		<ul style="list-style-type: none"> ・政策評価（平成16年度実績評価等）の実施、評価結果の公表（17年8月31日）

	政府全体の動き	金融庁の動き
17年12月	<ul style="list-style-type: none"> ・「政策評価に関する基本方針の改定について」(17年12月閣議決定) ・「政策評価の実施に関するガイドライン」(17年12月政策評価各府省連絡会議了承) 	
18年4月		<ul style="list-style-type: none"> ・「平成16年度政策評価結果の政策への反映状況」の公表(18年4月28日)
6月	<ul style="list-style-type: none"> ・「政策評価等の実施状況及びこれらの結果の政策への反映状況に関する報告」(18年6月国会報告) 	
18年7月		<ul style="list-style-type: none"> ・「平成18年度金融庁政策評価実施計画」(計画期間18年7月～19年6月末)策定(18年7月10日)
8月		<ul style="list-style-type: none"> ・政策評価(平成17年度実績評価等)の実施、評価結果の公表(18年8月31日)
19年3月	<ul style="list-style-type: none"> ・「行政機関が行う政策評価に関する法律施行令」(13年政令第323号)の一部改正(規制の事前評価の義務付け) ・「政策評価に関する基本方針」の一部変更(19年3月閣議決定) 	
6月	<ul style="list-style-type: none"> ・「政策評価等の実施状況及びこれらの結果の政策への反映状況に関する報告」(19年6月国会報告) 	<ul style="list-style-type: none"> ・「平成17年度政策評価結果の政策への反映状況」の公表(19年6月14日)
19年7月		<ul style="list-style-type: none"> ・「平成19年度金融庁政策評価実施計画」(計画期間19年7月～20年6月末)策定(19年7月3日)
8月	<ul style="list-style-type: none"> ・「規制の事前評価の実施に関するガイドライン」策定(19年8月政策評価各府省連絡会議了承) 	<ul style="list-style-type: none"> ・政策評価(平成18年度実績評価等)の実施、評価結果の公表(19年8月30日)
20年6月	<ul style="list-style-type: none"> ・「政策評価等の実施状況及びこれらの結果の政策への反映状況に関する報告」(20年6月国会報告) 	<ul style="list-style-type: none"> ・「平成18年度政策評価結果の政策への反映状況」の公表(20年6月10日)

	政府全体の動き	金融庁の動き
20年7月		<ul style="list-style-type: none"> ・「金融庁における政策評価に関する基本計画」(計画期間20年7月～24年3月末)策定(20年7月3日) ・「平成20年度金融庁政策評価実施計画」(計画期間20年7月～21年6月末)策定(20年7月3日)
8月		<ul style="list-style-type: none"> ・政策評価(平成19年度実績評価等)の実施、評価結果の公表(20年8月29日)
21年3月		<ul style="list-style-type: none"> ・「平成21年度金融庁政策評価実施計画」(計画期間21年4月～22年3月末)策定(21年3月31日)
21年5月	<ul style="list-style-type: none"> ・「政策評価等の実施状況及びこれらの結果の政策への反映状況に関する報告」(21年5月国会報告) 	<ul style="list-style-type: none"> ・「平成19年度政策評価結果の政策への反映状況」の公表(21年5月22日)
8月		<ul style="list-style-type: none"> ・政策評価(平成20年度実績評価等)の実施、評価結果の公表(21年8月31日)
22年3月		<ul style="list-style-type: none"> ・「平成22年度金融庁政策評価実施計画」(計画期間22年4月～22年3月末)策定(22年3月31日)
22年5月	<ul style="list-style-type: none"> ・「行政機関が行う政策評価に関する法律施行令」(13年政令第323号)の一部改正(22年5月閣議決定) ・「政策評価に関する基本方針」の一部変更(22年5月閣議決定) ・「政策評価に関する情報の公表に関するガイドライン」策定(22年5月政策評価各府省連絡会議了承) ・「租税特別措置等に係る政策評価の実施に関するガイドライン」策定(22年5月政策評価各府省連絡会議了承) 	
6月	<ul style="list-style-type: none"> ・「政策評価等の実施状況及びこれらの結果の政策への反映状況に関する報告」(22年6月国会報告) 	<ul style="list-style-type: none"> ・「平成20年度政策評価結果の政策への反映状況」の公表(22年6月4日)

※規制の新設又は改廃に係る政策について評価した結果は随時公表している。